

2022年度 安全報告書



神奈川中央交通株式会社

【目次】

1. 輸送の安全に関する基本的な方針	・・・	2
2. 輸送の安全に関する目標および達成状況	・・・	3
3. 輸送の安全に関する重点施策	・・・	4
4. 輸送の安全に関する計画	・・・	6
5. 輸送の安全に関する実績および予算	・・・	11
6. 安全統括管理者	・・・	12
7. 安全管理規程	・・・	12
8. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統	・・・	12
9. 輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容	・・・	12
10. 事故に関する統計	・・・	13

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

当社では、輸送の安全確保が自動車運送事業経営の根幹であることを深く認識し、経営トップから従業員一人ひとりに至るまで一丸となった安全管理体制の充実・強化に取り組んでおり、安全方針および基本方針を次のとおり定めています。

《安全方針》

安全最優先「安全第一 先ず止まれ」

法令の遵守「きまりを守る」

神奈川中央交通株式会社

取締役社長 堀 康紀

私達は、「指差呼称による安全確認」

「スピードの抑制」

を確実に言い

「車間距離の保持」

安全運行に努めます。

「右左折時の一時停止」

「横断歩道の安全再確認」

【基本方針】

- (1) 社長および役員は、輸送の安全確保が当社の事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たします。
- (2) 社長および役員は、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分踏まえつつ、従業員に対し輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (3) 当社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直し、全従業員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。
- (4) 当社は、従業員がヒヤリ・ハット等の輸送の安全を損なうリスク情報を通報・報告することを奨励し、その内容が虚偽、法令違反、重大な怠慢および故意によるものを除き、その通報・報告内容により処罰は行いません。

2. 輸送の安全に関する目標および達成状況

(1) 2022年度の輸送の安全に関する目標の達成状況は以下のとおりです。

目 標	達成状況
① 乗客の死者数 「ゼロ」	0名 【達成】 (前年度比 ±0名)
② 死者数 「ゼロ」	0名 【達成】 (前年度比 ±0名)
③ 重傷者数 「ゼロ」	3名 (前年度比 +1名)
④ 有責人身事故 64件以下	68件 (前年度比 ▲3件、▲4.2%)
⑤ 飲酒運転 「ゼロ」	0件 【達成】 (前年度においても発生はございません。)
⑥ 有責車内人身事故 33件以下	40件 (前年度比 +1件、+2.6%)
⑦ 回送運行時の有責事故 18件以下	20件 (前年度比 ▲10件、▲33.3%)

①から⑥までの目標は、「事業用自動車総合安全プラン2025」を踏まえたものです。

⑦の目標は、「事業用自動車総合安全プラン2025」を踏まえ、当社が独自に掲げたものです。

(2) 2023年度の輸送の安全に関する目標は以下のとおりです。

《2023年度 輸送の安全に関する目標》

- (1) 乗客の死者数 「ゼロ」
- (2) 死者数 「ゼロ」
- (3) 重傷者数 「ゼロ」
- (4) 有責人身事故 「54件以下」
- (5) 飲酒運転 「ゼロ」
- (6) 有責車内人身事故 「26件以下」
- (7) 回送運行時の有責事故 「15件以下」

3. 輸送の安全に関する重点施策

(1) 交差点における重大事故防止

「交差点手前における『前方よし』の呼称による安全確認」ならびに「交差点右左折時、横断歩道手前での一時停止による安全確認」を徹底しています。また、車外に向けチャイム音や放送で注意喚起を行う「車外注意喚起装置」を全車両に導入し、さらなる事故防止を図っています。

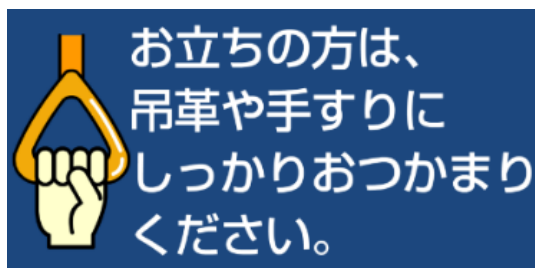


バス後部にステッカーを貼付

(2) 車内人身事故防止

指差呼称『車内よし』を実施するとともに、車内ミラーに映る車内の状況をしつかりと確認した上で発車する「ゆとり発車」を徹底するよう、運行管理者等による添乗指導を中心に指導徹底を図っています。

また、事故防止対策委員会において「重点事故防止テーマ」に設定し、ドライブレコーダーの映像を活用した再発防止教育の充実を図り、車内人身事故防止に努めています。



運賃表示器に車内人身事故防止の注意喚起メッセージを表示（一例）

(3) 回送運行時における事故防止

乗客少数時や車庫内・駅構内など、緊張感や注意力が薄れやすい状況下での事故を洗い出し、ドライブレコーダーの映像等を積極的に活用した指導教育・注意喚起を推進しています。

(4) 静止物への衝突事故防止

静止物への衝突事故防止対策として、車両感覚やオーバーハングおよび内輪差など車両構造上の特性について理解させる体験教育を実施しています。また、車両格納時における衝突事故防止に向けた取り組みとして、左右ミラーへの蛍光テープ貼付による視認性向上など、様々な取り組みを推進しています。



後退時の視認性向上（取り組み一例）

(5) 経験の浅い運転士に対する指導教育の強化

①経験の浅い運転士を対象に運転技術および事故防止意識の向上を図ることを目的として、研修センター併設の教習コースを活用した基本訓練ならびに事故事例のドライブレコーダー映像を活用した座学研修を実施し、経験の浅い運転士に対する指導教育の強化を図っています。



教習コースでの基本訓練



本社管理部門による座学研修

②新人運転士等を指導する教官運転士や班長運転士を対象に、外部機関での研修を受講させ、自らの運転技術および指導力の向上を図っています。



小田原ドライビングスクール（神奈川県小田原市）での研修



4. 輸送の安全に関する計画

(1) 教育および訓練に関する計画

①社長は定期的、継続的に営業所へ赴き、運転士等と直接対話を行う懇談会を実施しています。現場運転士からの要望や提案を、業務の改善や輸送の安全の取り組みに反映しています。



営業所社長懇談会

②安全統括管理者は交通安全運動期間中を中心に全営業所を対象とした巡視教育や運転士との意見交換を実施するとともに、本社管理部門による営業所点呼査察も定期的に実施しています。



安全統括管理者による巡視教育

③3年毎に無事故運転士を表彰する「運転無事故表彰」、営業所の班制度を活用しその班員全てが無事故かつ重大な苦情がなかった班を表彰する「班別無事故・接遇表彰」、保有台数に応じた事故件数目標を営業所毎に設定し達成した営業所を表彰する「事故防止コンクール」など事故防止に関する様々な表彰制度により、従業員のモチベーションを向上させ事故防止および接遇向上を図っています。

④運転診断機能を備えた運転訓練車により事故惹起運転士等を対象とした教育を実施しています。運転中の視線や挙動、左右前後の重力変動等に基づく診断結果を研修センター教官運転士と再確認し、自身の運転操作について見直し・改善を図っています。



運転訓練車

⑤急ハンドルや急加減速等の危険な運転挙動を検知した際、リアルタイムに映像を自動取得する通信型ドライブレコーダーを順次導入しています。検知した情報については運行管理者がその場で状況を確認



通信型ドライブレコーダー車載器

認し、よりきめ細かい指導教育を実施しています。



危険挙動検知画面

⑥ドライブレコーダーの事故映像を事故惹起者に対する指導教育に活用するほか、営業所月次教育における情報共有と危険予知トレーニング、本社事故防止対策委員会における原因究明と再発防止の取り組みに積極的に活用しています。



営業所月次教育



本社事故防止対策委員会

⑦運転士が急病等で運転の継続が困難な場合にバスを緊急停止させる「ドライバー異常時対応システム（EDSS）」搭載車両の導入を順次進めています。



停止スイッチ



非常ブレーキ作動時

⑧各営業所に設置されたインターネット運転適性診断システム「ナスバネット」を全運転士が3年に1回（50歳以上の者は2年に1回）受診し、運行管理者が診断結果に基づく指導教育を実施しています。



適性診断検査機器一式

⑨運転士が高齢者疑似体験装具を身に付けバスの乗降などを体験することにより、お客様の行動特性や心理状況を理解させる体験型教育を実施しています。



高齢者疑似体験

- ⑩警察、消防関係および地元自治体等と協力し、重大事故やテロ・バスジャック対策訓練を実施し、対応・連携の確認および情報共有の強化を図っています。



テロ・バスジャック対策訓練（警察と合同実施）

- ⑪子どもや高齢者等、地域の方を対象とした交通安全教室・交通ルール講習会を通じ、交通事故防止に係る取り組みにご理解・ご協力いただく啓蒙活動を実施しています。



交通安全教室

- ⑫運輸安全マネジメントに関する研修・講演会を開催し、マネジメント制度に関する理解を深め、輸送の安全に関するP D C Aサイクルの更なる推進を図っています。

- ⑬地震等の大規模災害発生時に迅速な対応がとれるよう初動対応、通信・避難誘導訓練を定期的に行っています。加えて、安否確認システム『エマージェンシーコール』を用いた安否確認訓練および緊急連絡体制の確認を行っています。なお、2022年度より本社・全営業所にIP無線機を導入し、精度の高い通信手段を確保いたしました。更に、全運転士に『災害時乗務員対応マニュアル』を配布し教育を実施しています。



IP無線機による通信訓練

（2）健康起因事故を防止するための健康管理等の取り組み

- ①産業医および保健師・看護師の資格を持った専門のスタッフが全営業所を巡回し、健康相談・医療機関への受診勧奨・健康増進に関する助言を実施しています。
- ②全運転士へ健康管理等の支援ツールとして「健康手帳」を配布しています。

③仕業点呼時において、脳・心臓疾患等にかかる前兆や自覚症状がないか、十分な睡眠が取れているかなど運転士が自身の健康状態について「タブレット」に入力し、運行管理者が確認しています。

No.	質問	はい	いいえ
1	吐瀉、嘔吐が途中で止まらず、繰り返す状態、腹痛が持続している	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2	悪吐、嘔吐が止まらない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	腹痛、腰痛、関節痛、頭痛、しびれを感じる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	片方の手足、顔や体の麻痺、しびれを感じる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	言語障害が生じている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6	片方の目が見えたり、物が二重に見える、視野が半分だけ見えたりするなどの障害が生じている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	強い頭痛がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	痙攣、驚愕により安全な運転ができない状態があるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	運転中に不安定な運転ができたりおそれがあるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	(SAS治療) 睡眠時無呼吸症候群(寝息が止まる)・寝起きのめまい・寝起きのめまい	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11	その他健康状態に関して何か気になることはないか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

タブレット入力による健康状態チェック

④全運転士に対し脳ドック（問診、脳MRI、脳MRA、頸動脈超音波検査等）健診を実施しています。

⑤全運転士に対し3年毎に睡眠時無呼吸症候群（SAS）簡易検査を実施し、精密検査対象者に対する精密検査の実施ならびに要治療者に対しては通院状況を運行管理者に報告させるなど指導の強化を図っています。

⑥全運転士に対し規制薬物検査を不定期で実施しています。

⑦雇い入れ時の健康診断では「てんかん」「失神発作」について、定期健康診断では「失神発作」についての問診を実施するなど既往症の把握に努めています。

⑧国土交通省発行の各種マニュアル（「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」・「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル」・「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」・「自動車運送事業者における心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン」・「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」）を活用し、健康管理についての指導を実施しています。

⑨新型コロナウイルスの感染拡大予防として以下の取り組みを実施しています。

- ・従業員については、手洗い・うがい・アルコールによる手指消毒の徹底およびマスク着用の義務化を実施するとともに、入社前と出勤時に検温による健康状態のチェックを実施しています。
- ・バス車内については、手すり、吊り革等の毎日の消毒と窓開けおよび換気装置による車内換気を実施しています。
- ・日本バス協会発行の「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（第8版）」を受け、運転席後ろの座席使用禁止を解除するとともに、運転席横に設置していた飛沫防止シートを運転席後方にも増設し、運転士の感染リスクの低減を図っています。

(3) 厳正な点呼執行

従前、運行管理者が手書きしていた点呼記録について電子化を図るべく、「点呼支援システム」を2021年5月に導入しました。これにより、点呼記録はもとよりアルコール検査結果や運転士の拘束時間管理・健康状態の把握についてデータ化することで点呼業務を省力化し、より厳格な対面点呼を実施しています。



点呼支援システム

(4) 内部監査

安全管理体制の適合性・有効性など、運輸安全マネジメントの実施状況を確認するため、当社の監査規程に基づき、経営管理部門である取締役社長、安全統括管理者（運輸計画部長）、安全管理担当課長および各営業所に対し、毎年内部監査を実施し、安全管理体制上の優れた取り組みや安全に関するリスク等について「運輸安全マネジメント監査報告書」を作成し、経営トップである取締役社長ならびに運輸安全推進委員会において報告・助言を実施しています。

(5) 安全運動

- | | |
|-----------------|--------------|
| ①春の全国交通安全運動 | (4月上旬) |
| ②バス車内事故防止キャンペーン | (7月) |
| ③夏の交通事故防止運動 | (7月中旬) |
| ④秋の全国交通安全運動 | (9月下旬) |
| ⑤旅客接遇総点検 | (12月上旬) |
| ⑥年末年始輸送安全総点検 | (12月上旬～1月上旬) |



運動期間中における点呼査察



交差点での街頭指導

(6) 各委員会の開催（毎月1回開催）

- ① 運輸安全推進委員会
- ② 事故防止対策委員会
- ③ 飲酒運転防止対策委員会
- ④ サービス向上委員会
- ⑤ 車両故障防止対策委員会



運輸安全推進委員会

(7) その他

当社は、2022年12月に日本バス協会が実施する「貸切バス事業者安全性評価認定制度」で最高ランクとなる『三ツ星』に認定されました。引き続き、輸送の安全確保が自動車運送事業経営の根幹であることを深く認識し、安全管理体制の充実・強化に取り組んでいきます。



認定証（写し）

5. 輸送の安全に関する実績および予算

輸送の安全に関する2022年度の実績および2023年度の予算は、次のとおりです。

【神奈川中央交通グループ全体】

（単位：千円）

区 分（主な内容）	2022年度 実績	2023年度 予算
教育・訓練・監査に関する費用（人件費）	153,231	195,442
運転適性診断に関する費用（人件費・受診料）	8,493	9,580
外部研修に関する費用（小田原ドライビングスクール）	787	788
無事故表彰に関する費用（個人別、営業所別、班別表彰）	42,721	43,874
健康管理に関する費用（脳ドック、S A S検査、規制薬物検査等）	72,900	96,309
車載機器に関する設備投資・修繕費（通信型ドラレコ・デジタルコー 体機等）	305,940	621,877
事務機器等に関する設備投資（点呼支援システム等）	6,286	50,944
合 計	590,358	1,018,814

6. 安全統括管理者

常務執行役員 齋藤 謙司

7. 安全管理規程

別紙 「安全管理規程」参照

8. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統

別紙 「安全管理体制組織図」参照

別紙 「緊急連絡図」参照

9. 輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容

(1) 2021年度年間

実施日 2022年7月28日、7月29日

ヒアリング対象者 取締役社長、取締役専務執行役員
安全統括管理者、安全管理担当課長

(2) 2022年度上期

実施日 2022年12月7日

ヒアリング対象者 安全統括管理者、安全管理担当課長

(3) 監査項目

運輸安全マネジメントの実施状況について

(関係法令等への適合性、重点施策等の実施状況および有効性等)

(4) 監査結果

指摘事項はございません。

10. 事故に関する統計

(1) 2022年度発生事故統計（当社が第2当事者の事故を含む）

（神奈川中央交通東および神奈川中央交通西への委託路線分も含みます。）

自動車事故報告規則 第2条に規程する事故	【参考】自動車事故報告規則第2条に規定する事故について（概要） <ul style="list-style-type: none">・死者または重傷者を発生させた事故 病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの。または、14日以上病院に入院することを要する傷害を受けたもの。・操縦装置または乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により11日以上医師の治療を要する傷害・運転者の疾病により、事業用自動車の運転が継続できなくなったもの。
9件	

(2) 2022年度発生車両故障統計

（神奈川中央交通東および神奈川中央交通西への委託路線分も含みます。）

自動車事故報告規則 第2条に規程する車両故障	【参考】自動車事故報告規則第2条に規定する車両故障について（概要） <ul style="list-style-type: none">・操縦装置、制動装置など道路運送車両法第41条に掲げられた装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの。
35件	